

指定管理者制度について

1 制度の概要

指定管理者制度とは、従来一定の団体に限られていた公の施設（注1）の管理を、民間事業者やNPOを含む**法人その他の団体が代行**することができるという制度です（平成15年の地方自治法の改正により新設）。

（注1）公の施設・・・住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため普通地方公共団体が設ける施設。野球場、博物館、図書館等。

2 制度の目的

多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

3 管理委託と指定管理者制度との相違点

（自治法－地方自治法）

項目	管理委託制度（制度導入前）	指定管理者制度（制度導入後）
○ 管理の性質	管理業務の委託（公法上の契約）	指定管理者が「 管理の代行 」をする（公務の代行）。ただし、最終的な管理権限は県に残る。
○ 管理受託者（指定管理者）となることができる団体	次のいずれかに該当する団体に限定 ・ 県が1/2以上出資している法人 ・ 公共団体 ・ 公共的団体	法人その他の団体 であれば可（法人格は不要）。
○ 県との関係	県は施設の管理権限及び責任を有する。 受託者は、契約に基づき具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。	県は管理権限自体の行使は行わないが、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じ 監督等 を行う。（注2）
○ 管理業務の範囲	使用許可等の行政処分については委託できない。	使用許可も管理権限の一環として行うことが可能。ただし、法令上県又は知事のみ行うことができるとされている業務は行うことができない。 【行うことができない業務の例】 ・ 使用料の強制徴収（自治法第231条の3） ・ 不服申立てに対する決定（自治法第244条の4） ・ 行政財産の目的外使用許可（自治法第238条の4第4項）等
○ 議会の議決	不要	必要 （自治法第244条の2⑥）
○ <u>利用料金制度</u> （注3）	※ 利用料金を受託者の収入とすることが可能	可能

(注2) 指定管理者に対する監督等には、次のようなものがあります。

● 調査権、指示権

知事は、指定管理者が代行する公の施設の適正な管理を期すため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます（自治法第244条の2第10項）。

【調査や指示を行う場合の例】

- ・ 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当に差別的な取扱いをしたとき。
- ・ 施設の形質を許可なく変更したとき。
- ・ 職員の配置や施設の管理が、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するための適切なものとなっていないとき。
- ・ 利用料金を県の承認を受けて指定管理者が定めている場合において、明らかに値下げを申請すべきにもかかわらず、これをしないとき。
- ・ 災害等の緊急時において、施設を利用しようとするとき。

● 指定の取消し・業務停止権

県は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（自治法第244条の2第11項）。

また、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消すなどの措置を取ることができます。

(注3) 利用料金制度とは、有料施設に係る利用料金収入を、指定管理者の収入とする制度です。

原則として収入をもって管理費を賄うので、指定管理者の自律的な経営努力が発揮しやすくなります。また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られます。

利用料金の額は、条例で定めるところにより指定管理者が定めますが、あらかじめ地方公共団体の承認を受けなければならないとされています。（自治法第244条の2第8項、第9項）

(参考) 指定管理者制度のスキーム

